

豊能町特定非営利活動法人支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 豊能町特定非営利活動法人活動支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、豊能町補助金交付規則（昭和50年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）が自主的かつ自発的に行う特定非営利活動に対し交付することにより、特定非営利活動の促進を図り、地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) NPO法人であること
- (2) 主たる事務所の所在地が町内であること
- (3) 1年以上の活動実績があること
- (4) 会計処理が適切に行われていること
- (5) 法第29条に規定する事業報告書が町へ提出されていること
- (6) 当該団体が行う特定非営利活動への支援を希望して豊能町に対して寄付金の納付があったこと

(対象事業の内容)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に定める補助対象団体が行う特定非営利活動に係る事業であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 公共の福祉の向上及び豊能町民の利益の増進につながり、かつ、公益上の必要性が認められること
- (2) 豊能町内で行われること、又は事業の対象が主に豊能町民であること

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する事業に係る事業費であり、管理費はこれに含まれない。

(登録の申請手続き)

第6条 この要綱の適用を受けようとする団体は、第3条の規定を満たすものとし、あらかじめ豊能町特定非営利活動法人支援補助金団体登録申請書（様式第1号）を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申請があったときは、これを審査し、登録の可否を決定し、豊能町特定非営利活動法人支援補助金団体登録決定通知書（様式第2号）によりその結果を当該団体に通知するものとする。

(登録の変更)

第7条 前条により登録を受けた団体（以下「登録団体」という）は、前条1項の書類の内容に変更があったときは、豊能町特定非営利活動法人支援補助金団体登録変更届（様式第3号）により、町長に速やかに届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 登録団体が次のいずれかに該当するときは、町長はその登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき
- (2) 偽りその他不正の手段により登録の申請をしたと判明したとき
- (3) 登録団体から豊能町特定非営利活動法人支援補助金団体登録抹消届（様式第4号）の提出があったとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき

(補助金の限度額)

第9条 補助金の額は、申請額又は豊能町ふるさと寄付の寄付者が、豊能町ふるさと寄付促進事業実施要綱第3条第6項に規定する事業に充てることをあらかじめ指定し、当該団体に対する支援の意向を明確に確認できるものの寄付金額の95パーセントのうち、いずれか少ない額の範囲内とする。ただし、1,000未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付条件)

第10条 町長は、当該寄付者に特別の利益が及ばないことを条件として補助金を交付するものとする。

(交付申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする団体は、豊能町特定非営利活動法人支援補助金交付申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第12条 町長は前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の可否および交付額の決定を行う。

- 2 町長は、前項の決定をしたときは豊能町特定非営利活動法人支援補助金交付決定通知書（様式第6号）により当該団体に通知するものとする。
- 3 交付決定後、申請内容に変更が生じた場合、速やかに豊能町特定非営利活動法人支援補助金変更交付申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(交付金の請求)

第13条 前条の規定による交付決定を受けた団体は、豊能町特定非営利活動法人支援補助金請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

(実績報告)

第14条 補助金の交付を受けた団体は、豊能町特定非営利活動法人支援補助金実績報告書（様式第9号）に必要書類を添付の上、事業終了後速やかに、かつ交付を受けた年度の3月末日までに提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 補助金の交付決定または交付を受けた団体が次のいずれかに該当するときは、町長は補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 当該団体が、法令又は本要綱に違反したとき
- (2) 当該団体が、補助金を不正その他不適切な用途に使用したとき
- (3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助金を交付することが適当でないと判断されるとき

(補助金の返還)

第16条 次の各号に掲げる事由が生じた場合、既に補助金が交付されているときは、町長は期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条の事由により取消し又は変更したとき
- (2) 交付決定後に生じた事情の変更等により、事業の実施に係る費用が交付決定額を下回ったとき。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年3月10日から施行する。